

社援発0402第2号
令和6年4月2日

都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について」の一部改正について（通知）

介護支援給付については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について」（平成20年3月31日付け社援発第0331010号厚生労働省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 介護支援給付実施方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本人支払額の決定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 世帯で介護支援給付と医療支援給付を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額 15,000 円、施設介護は月額 15,000 円及び施設入所日数に日額 300 円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療支援給付運営要領第 2 の 2 の (2) に定めるところにより医療費に充当すること。</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 介護支援給付実施方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本人支払額の決定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 世帯で介護支援給付と医療支援給付を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額 15,000 円、施設介護は月額 15,000 円及び施設入所日数に日額 300 円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療支援給付運営要領第 2 の 2 の (2) に定めるところにより医療費に充当すること。</p>

ただし、介護支援給付と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
(略)	(略)	(略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（更生医療）	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%

ただし、介護支援給付と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
(略)	(略)	(略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（更生医療）	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、 <u>介護療養施設サービス（食費及び居住費を除く）</u> 及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%

<p>原爆被爆者援護法 (一般疾病医療費の給付)</p>	<p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護保健施設サービス(食費及び居住費を除く。)及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く。)</p>	<p>100%</p>		<p>原爆被爆者援護法 (一般疾病医療費の給付)</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護保健施設サービス(食費及び居住費を除く。)、<u>介護療養施設サービス(食費及び居住費を除く。)</u>及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く。)</p>	<p>100%</p>
<p>被爆体験者精神影響等調査研究事業</p>	<p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護保健施設サービス(食費及び居住費を除く。)<u>及び</u>介護医療院サービス(食費及び居住費を除く。)</p>	<p>100%</p>		<p>被爆体験者精神影響等調査研究事業</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護保健施設サービス(食費及び居住費を除く。)、<u>介護療養施設サービス(食費及び居住費を除く。)</u>、<u>介護医療院サービス(</u></p>	<p>100%</p>

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

ウ～エ （略）

（４）～（９）（略）

３～６ （略）

第５～第７ （略）

	食費及び居住費を除く。）	
難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、 <u>介護療養施設サービス</u> 及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

ウ～エ （略）

（４）～（９）（略）

３～６ （略）

第５～第７ （略）